



まちづくりルールに関して地区のみなさんからご意見を伺うため、9月11日（日）の午前と午後の二回に分けて「第2回意見交換会」が開催されました。

今回の意見交換会では、まちづくり専門家からのルールの補足説明を参考にしながら、“建築物等の高さの最高限度”、“建築物の敷地面積の最低限度”のルールを中心に活発な意見交換が行われました。



会長あいさつ



配付資料の説明



まちづくり専門家による補足説明



意見交換の様子

【第2回意見交換会での主な意見等】

◆建築物等の高さの最高限度

- ・3階建てが無理なく建てられる12mがよいと思うが、それが無理ならば緩和措置を検討していただきたい。
- ・土地活用にある程度の幅をもたせるためにも12mがいいのではないかと。
- ・北側斜線によって隣地から一定の空間が確保されるので、絶対高さは12mまで認めてもいいのではないかと。
- ・景観的な視点から、ある程度建物の高さの変化があったほうがいいのではないかと。
- ・高さ制限は必要だと思う。10mと12mの違いは、概ね3階までか4階までかの違いだと思う。
- ・10m（3階）までとしてほうがよい。それ以上だと住む人がエレベータを設置しなければならないなど不便になる。
- ・「緑豊かでゆとりのある低層住宅地」という方針から考えると、高さは10m以下で、敷地面積は120㎡以上が妥当ではないかと。

<まとめ>

- 高さ制限を導入することについては、概ね賛同が得られた。
- 低層住宅地の絶対高さは、現在の規制と同じ3階建てまでを望む声が多かったが、10mとすると余裕をもたせて3階建てを建てられなくなる恐れがあるため、検討材料をそろえて、次回引き続き話し合いを行うこととなった。

◆建築物の敷地面積の最低限度

- ・敷地面積100㎡以下の方も建替えができるといっても、案にあるような高さや壁面位置の制限がかかることによって、実際は今と同じ規模の建物は建てられなくなるのではないかと。
- ・100㎡は小さすぎる。120㎡くらいであればゆとりがある住環境に感じられる。
- ・アンケート結果を見ると100㎡以下の敷地の方が多いので、100㎡でもやむを得ないのではないかと。

<まとめ>

- 100㎡以下敷地での建替えのシミュレーションを行うなど、検討材料をそろえて、次回引き続き話し合いを行うこととなった。

🗨️「第3回意見交換会」を10月16日（日）に開催します！

第2回意見交換会に引き続き、“建築物等の高さの最高限度”、“建築物の敷地面積の最低限度”について話し合いを行います。